

# 令和7年度 大田区住宅リフォーム助成事業のご案内

住宅の質や脱炭素社会、循環型社会への対応など区が認めたリフォーム工事を、区民が区内中小事業者を通して実施した際に、工事費用の一部を助成します。

## 申請するにあたり

- ☞ 工事開始前の申請が必要です。(足場設置なども工事に含まれます。)
- ☞ 区内に主たる事業所(本社)がある区内の中小事業者が施工する必要があります。
- ☞ 過去に助成を受けてないこと。(A・Bの区分で1回ずつ助成を受けられます。)
- ☞ 助成金額が予算上限額に達した時点で、受付終了となります。

### 事前申込(仮申請)受付期間

令和7年4月8日(火)  
～令和8年1月30日(金)

※工事開始前の事前申込書の提出期限



### 助成申請(本申請)受付期限

令和8年3月23日(月)  
(午後5時 窓口受付終了)

※工事完了後の助成申請期限

- ・助成手続きの流れ・・・・・・・・・・ 2ページ
- ・助成金額・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ・助成要件・対象工事・・・・・・・・ 4ページ
- ・申込方法・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
- ・注意事項・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- ・助成対象工事一覧表・・・・・・・・ 7ページ【A】、8ページ【B】



右のQRコードからも「大田区住宅リフォーム助成事業」についてご覧いただけます。

区HP

## 問合先

ご不明な点は、窓口にお問い合わせください。

### 住宅・空家相談窓口(建築調整課住宅担当内)

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所7階11番窓口

電話:03-5744-1343 FAX:03-5744-1558

【受付時間:平日8:30~17:00 土日・祝日・年末年始除く】

## 交通アクセス

JR京浜東北線、東急多摩川線・池上線「蒲田駅」東口から徒歩約1分  
京浜急行線「京急蒲田駅」西口から徒歩約10分



# 住宅リフォーム助成 手続きの流れ

## 事前申込（仮申請）の提出

工事開始前の申請が必要

- 原則、窓口のみで受付。受付時に、必要書類や制度等について説明します。
- 区から「受付票」や工事後の本申請に必要な書類が送付されます。

令和7年度の事前申込の締切は  
令和8年1月30日(金)午後5時です。



©大田区

## 工事の実施

- 工事(足場等を含む)は、事前申込(仮申請)をした日以降に開始してください。
- 対象工事箇所ごとに、工事前、工事中及び工事後の写真が必要です。
- 原則、追加工事は認められません。(P6注意事項にも記載あり)

## 助成申請(本申請)の提出

工事完了後速やかに提出

- 助成申請(本申請)は、受付期限(令和8年3月23日(月))までに必ず提出ください。
- 審査にあたり、現地調査を行う場合があります。

助成決定通知書が区から送付されます

◀審査の結果「助成不交付決定通知書」が送付される場合があります。▶

## 助成金の請求

- 『助成金交付請求書』と『支払金口座振替依頼書』は、同じハンコで押印してください。

## 助成金の支払

助成決定通知書送付後、  
ご指定の口座に  
2～3週間程度で振り  
込みます。

# I 助成金額

工事区分のAとBはそれぞれ別の区分として申請できます。

区分	工事内容(工事費用は税抜き金額)	助成率	上限額
A	住まいの質の向上、脱炭素社会への対応、防災対策、循環型社会への対応に該当する助成対象工事【リフォーム工事】	助成対象額の10%	20万円
	耐震化工事(*1) 【住宅リフォーム助成事業でのみ申請】	助成対象額の10%	20万円
			対象工事費用のうち耐震化工事が200万円超の場合
	耐震化助成事業と併せて申請	助成対象額の10%	10万円
			対象工事費用のうち耐震化工事が100万円超の場合
	アスベスト除去工事(*1) 【解体のみは対象外】	助成対象額の10%	20万円
対象工事費用のうちアスベスト除去工事が200万円超の場合			50万円
B	多様な生活様式への対応工事(テレワーク・子育て等)	助成対象額の10%	20万円
区の他の助成制度・保険給付制度(※2)と併せて申請		助成対象額の5%	10万円

1 助成対象額は、次の(1)もしくは(2)のいずれか低い額となります。

(1) 助成対象工事一覧表(7・8ページ)にある対象工事の標準工事費を合算した額

(2) 総工事費用(対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用。(税抜))

※1 耐震化工事・アスベスト除去工事は、標準工事費用の設定がないため、対象工事費用(税抜)をもって助成対象額とします。

※2 区の他の助成制度・保険給付制度とは

介護予防住宅改修費支給(介護保険給付)、居宅介護住宅改修費支給(介護保険給付)、高齢者自立支援住宅改修助成、重度身体障害者(児)等住宅改造相談・助成事業

2 A・B工事を同時に申請する場合は、各工事の項目をAとBに分けて見積書等を作成してください。

3 アスベスト除去工事とは次の工事です。

(1) アスベストの大気中・周辺環境への飛散防止を目的とした工事で、室内のアスベスト含有建材の除去は対象外です。

具体的には、該当箇所の建材除去、葺き替え・張り替え工事などが対象になります。

(2) カバー工法や塗装による工事、建物の解体工事は対象外です。

【参考】アスベスト含有建材例(例であり、全てが助成対象建材となるわけではありません)

レベル1: 耐火建築物の梁や柱、エレベーター周り、ビルの機械室やボイラー室の天井や壁、立体駐車場や体育館の天井や壁など

レベル2: ボイラー本体や配管、空調ダクトの保温材、建築物の柱や梁・壁の耐火被覆材、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材など

レベル3: 建築物の屋根材や外壁材など

※ 建築物の天井・壁・床などの内装材、ビニール床のタイルは対象外

## Ⅱ 助成要件

申請者の要件として、区民であること、工事対象住宅を所有していることなど、次の要件を満たしている必要があります。

### 1 申請者に対する要件

(1) 住所要件（次の①・②のいずれかに該当）

- ① 令和7年1月1日時点から助成決定日まで、工事対象住宅に継続して居住（住民基本台帳で確認）する区民
- ② 助成申請（本申請）までに工事対象住宅に住所を定めることができる子育て世帯

#### 大田区住宅リフォーム助成事業における『子育て世帯』とは？

- 中学生以下の子どもと同居し、その子どもを扶養する世帯員がいる世帯。
- 事前申請は妊娠中でも可能ですが、本申請時に出生を確認できることが必要。

(2) 工事対象住宅の要件（次の①～③のいずれかに該当）

- ① 工事を行う個人住宅の所有者
  - ※ 自己が所有し、現に居住している住宅であること。（子育て世帯については例外有り。）
  - ※ 用途が、事務所、工場、賃貸用住宅などの事業用不動産の工事は、対象外です。
- ② 集合住宅の管理組合の理事長（共用部分のアスベスト除去工事及び共用部分に設置する宅配ボックスが対象。）
- ③ 工事を行う個人住宅の賃借人（住まいの質の向上工事のみ対象。）
  - ※ 書面により賃貸借契約を締結し、家賃の支払いがあり、所有者の承諾を得ていること。

(3) 特別区民税・都民税等を滞納していないこと

(4) 過去に住宅リフォームの助成金を交付されていないこと

- A工事又はB工事の区分で、それぞれ1回に限り助成金を受けることが可能です。
- ※ 今後、B工事はA工事と統合することを検討しています。

### 2 工事内容の要件

(1) 単独（一社）の中小事業者との契約による工事であること

区内に主たる事業所（本社）を有し、中小企業基本法第2条（建設業等の場合：資本金3億円以下、又は従業員300人以下）に規定される区内の法人又は個人事業者との契約が必要です。

(2) 他の助成制度等を併用した場合でも、助成額以上の自己負担額が発生すること

## Ⅲ 助成対象となる工事

1 助成対象となる工事は、本冊子の7、8ページに記載した工事です。

- (1) 事前申込（仮申請）をした後に工事を開始し、助成申請（本申請）受付期限までに申請受付が完了する工事であること。
- (2) 大田区内の中小事業者と単独で契約を行い、全ての書類（見積書・請求書・領収書）の発行を一社で行う工事であること。
- (3) 総工事費が、A工事・B工事各々10万円(税抜)以上であること。

## IV 申込み方法

原則、窓口での申請となります。申請手続きについては、ホームページにも記載しています。

### 1 事前申込（仮申請）（工事開始後の申請はできません。）

工事開始前の申込が必要です。事前申込（仮申請）用チェック票を元に、必要書類をご用意の上、来庁ください。

#### 【事前申込み時（仮申請）の必要書類】

- ア 事前申込（仮申請）用チェック票
- イ 事前申込書
- ウ 工事見積書の写し（工事費用及び工事内訳書等の工事内容が分かるもの）
- エ 建物の所有者が分かる次のいずれかの書類の写し
  - ① 固定資産税・都市計画税「納税通知書」及び「課税明細書」（最新年度のもの）

【見本】 固定資産税・都市計画税「納税通知書」及び「課税明細書」



課税明細書も忘れずにご提出ください

課税明細書の写し。表には「年度固定資産税・都市計画税課税明細書」と記載されている。表には納税者情報、課税対象の土地・建物、課税額などが記載されている。

- ② 土地・家屋名寄帳（最新年度のもの） ← 大田都税事務所でご確認ください。
  - ③ 建物の登記事項証明書（発行後1年以内） ← 東京法務局城南出張所でご確認ください。
- ※ 所有者が複数人の場合、建物の登記事項証明書をご提出いただく場合があります。

- オ 委任状（必要な場合のみ）と窓口に来られた方の確認書類
  - ① 申請者と住民票の世帯が違う方が申請手続きをする場合
  - ② 受託事業者等が代理で申請手続きをする場合
- カ 工事箇所の工事前の写真（内訳書に項目として記載のある工事箇所が写っていること。）
- キ 子育て世帯の場合の必要書類
  - 事前申込時点に区外に住民票がある場合は、現住所の世帯全員の住民票の写し
  - 物件の住所と住民票が違う場合は、物件の売買契約書もしくは賃貸借契約書の写し
  - 事前申込み時点に妊娠中の場合は、母子健康手帳の写し

### 2 助成申請（本申請）

工事完了後速やかに（1か月以内を目途）、事前申込受付票兼本申請チェック票を元に、必要書類をご用意の上、提出ください。

#### 【助成申請（本申請）の必要書類】 ※ 助成申請に必要な書類は、事前申込受付後に郵送します。

- ア 事前申込受付票兼本申請チェック票
- イ 助成申請書（事前申込受付後に郵送します。）
- ウ 住民票の写し（助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要。）
- エ 特別区民税・都民税の納税証明書又は非課税証明書の写し  
（助成申請書の同意欄に署名・捺印した場合は不要。区外から転入の子育て世帯は要提出。）

- オ 請求書の写し（工事内訳書等の工事内容の分かるものを含む）
  - ※ 事前申込時の“見積書”に変更が無く、その見積書を請求内訳として使用する場合は、請求書に「見積書を内訳として使用する」等と明記が必要です。
  - ※ 手書きで追記する場合は、請求書の印（事業所）と同じハンコを文末に押ししてください。
- カ 支払済み工事費用の金額が分かる領収書等の写し（振込依頼書・払込証明書等含む）
- キ 助成対象工事箇所ごとの工事前・工事中・工事後の写真
  - ※ 工事箇所とは、請求書（内訳）に項目として記載されている工事内容を表します。
- ク 子育て世帯で区外から転入もしくは区内転居の場合は、**建物の登記事項証明書**
  - ※ 申請時まで、住民異動届出をしていただく必要があります。
- ケ その他（区から提出を求められたものがある場合）
  - ※ 必要に応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。
  - ※ 申請手続きについては、ホームページにも記載しています。

## V 助成にあたっての注意事項

以下の注意事項をご確認ください。

- 1 事前申込み（仮申請）後の追加工事（見積書に記載の無い工事）が発生する場合
 

原則、追加工事は認められません。（工事内容に変更がない塗装面積等の増（数量の変更）などは、助成金の増額が認められます。）詳しくは、お問い合わせください。

工事前にご連絡をいただいた「追加工事」であっても、助成の対象外となります。
- 2 共有名義の建物の共有者で住民票が同一世帯でない場合
 

共有者から、当該工事の「承諾書」を提出していただきます。
- 3 所有者の死亡による相続が済んでいない建物
 

法定相続人の確認のため、戸籍の全部事項証明書等の提出が必要になります。法定相続人が複数いる場合は、申請者以外の法定相続人から「同意書」を提出していただきます。
- 4 以下のリフォーム工事は、助成の対象になりません。
  - ① 所有している賃貸用アパート等の改修
  - ② 住宅敷地内で建物本体に付属しないもの（例：塀、階段、車庫、倉庫：宅配ボックスは除く）
  - ③ 新築、建替え、全面改築や増築、購入に伴う工事費用（子育て世帯について一部例外有り）
  - ④ 建築基準法及びその他関連法規に違反する物件（未接道住宅を含む）
    - ※ 建築基準法の改正に伴い、工事の内容によっては建築確認申請が必要となる場合があります。建築基準法に則った取り扱いをお願いします。
- 5 ご提出いただいた全ての申請書類（工事写真を含む）は、お返しすることができません。申請関係書類は、必ず写しを取ってからご提出ください。
- 6 その他
  - ・全ての書類は、消せるボールペン（フリクションペン等）、修正テープ、ホワイト修正等の使用は認められません。
  - ・スタンプ印は認められていませんので、朱肉を使う同一のハンコを全ての書類にご使用ください。※ 異なるハンコの場合、再提出となる場合もありますのでご注意ください。

## 助成対象工事一覧

令和7年度は「太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置の新設」「宅配ボックスの分譲マンション共用部への拡大」に加え、対象工事の整理を行いました。

※ 標準工事費に「+」の記載がある工事費は、その枠内の一番上の工事に追加工事として上乗せする額です。

### ◆ 助成対象〔リフォーム〕工事一覧表【△】

	対象工事	標準工事費	カタログ	図面等	
住まいの質の向上 (バリアフリー化)	手すり設置及び改修	17,000円/m			
	バリアフリーな床等への改修 (右記に記載されたもの。)	段差解消又は 畳からフローリングへの改修	405,000円/箇所		●
		滑りにくい床材への改修	16,000円/m <sup>2</sup>	●	
		弱視者対策床工事	5,000円/m <sup>2</sup>	●	
		屋外スロープ(3mで50cm以下の 段差)設置及び改修	49,000円/箇所		●
	浴室改修(バリアフリー対応 で、浴槽高の改善(10cm程度 低)、タイル張りからの改修 など)	高断熱浴槽以外	809,000円/箇所		●
		↳手すり設置追加	+17,000円/m		
		↳浴室・更衣室暖房工事追加	+121,000円/箇所		
	室内通路等の拡張(右記に記 載されたもの)	廊下幅等の拡張	200,000円/m		●
		開き戸から引き戸への改修	161,000円/箇所		●
	昇降装置等の設置 (右記に記載されたもの)	階段昇降機設置及び改修	985,000円/機	●	●
ホームエレベーター設置及び改修		2,000,000円/機	●	●	
※事前申込前に、区の「建築審 査課」にご相談ください。		車椅子用リフト設置及び改修	500,000円/機	●	●
脱炭素社会への 対応	トイレ改修 (節水型トイレ)	節水型トイレに改修	285,000円/箇所	▲	
		↳和便器から洋便器の上乗せ	+86,000円/箇所		
		↳トイレの新設の上乗せ	+266,000円/箇所	●	●
		↳手すりの設置追加	+17,000円/m		
	浴室改修 (高断熱浴槽)	高断熱浴槽に改修	1,144,000円/箇所	▲	
		↳手すりの設置追加	+17,000円/m		
		↳浴室・更衣室暖房工事追加	+121,000円/箇所		
	給湯器の設置及び改修	エコジョーズ (潜熱回収型ガス給湯器)	276,000円/機	▲	
		エコキュート (自然冷媒ヒートポンプ給湯器)	375,000円/機	▲	
		おひさまエコキュート (太陽光発電利用型給湯器)	500,000円/機	▲	
	断熱改修	窓枠サイズ(1.6m <sup>2</sup> 以上)大	147,000円/箇所	▲	
		窓枠サイズ(1.6m <sup>2</sup> 未満)小	61,000円/箇所	▲	
		壁の断熱	12,000円/m <sup>2</sup>		
		天井及び屋根裏の断熱	6,000円/m <sup>2</sup>		
		床の断熱	17,000円/m <sup>2</sup>		
		内壁工事(珪藻土、漆喰及び断熱 効果のあるもの)	10,000円/m <sup>2</sup>	●	
	太陽光発電システム及び蓄電 池システムの設置※1	太陽光発電システムの設置	500,000円/kw	●	●
		↳蓄電池システム追加	+100,000円/kwh	●	●
	防災 対策	耐震関連工事	耐震化工事	対象工事費用(税抜)を 助成対象額とする。	
壁の補強(転倒防止器具設置用)			150,000円/面		●
防火対策工事		スプリンクラーの設置	500,000円/棟		●
		感震ブレーカー機能付き分電盤へ の改修	127,000円/箇所	●	

循環型社会への対応 (品質確保・長寿命住宅)	給排水等の工事	洗面台改修に伴う工事	154,000円/箇所		
		キッチン改修に伴う工事	477,000円/箇所		
	屋根・外壁塗装		7,000円/m <sup>2</sup>		
	屋根の改修	軽量化	27,000円/m <sup>2</sup>	▲	
		カバー工法等	20,000円/m <sup>2</sup>		
	外壁の改修 (断熱除く)		17,000円/m <sup>2</sup>		
	雨どいの改修		7,000円/m		
	床下・土台の改修	床下の防蟻・防虫処理 (薬品の購入又は薬品散布のみは対象外)	5,000円/m <sup>2</sup>		完了報告書
		建物土台の劣化改修	29,000円/m		
	玄関ドア改修	ドアロック防犯工事	475,000円/箇所	●	
↳断熱ドア設置の上乗せ		+45,000円/箇所	●		
アスベスト除去工事 ※標準工事費は設定しない。対象工事費用(税抜)を助成対象額とする。					アスベスト分析調査報告書

※1 太陽光発電システムを構成するモジュールが、次の認証を受けている必要があります。

ア：一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPv<sub>m</sub>認証のうち、モジュール認証を受けたものであること。若しくは同等以上であること。

イ：国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

蓄電池システムについては、国が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであることが必要です。

詳しくは、各メーカーにお問い合わせください。

#### ◆ 助成対象〔多様な生活様式(テレワーク・子育て環境等)への対応〕 工事一覧表【B】

	対象工事	標準工事費	カタログ	図面等		
多様な生活様式への対応	テレワークや子育てへ対応した空間への改修	部屋の形状変更を伴う工事	277,000円/箇所	原則提出	●	
		↳コンセントの移設・増設工事追加	+9,000円/箇所		●	
	遮音等級の高い床材への改修	L45以上の性能	22,000円/m <sup>2</sup>		●	
	転落防止・侵入防止対策 (設置工事を伴うもの)	窓用転落防止柵の設置	50,000円/箇所		●	
		階段用転落防止柵・侵入防止柵の設置	25,000円/箇所		●	
		窓等の面格子の設置	92,000円/箇所			
	固定式宅配ボックスの設置	個別住宅	220,000円/箇所			
		集合住宅共用部 (分譲マンションに限る)	1,500,000円/箇所			
インターホンの設置及び改修	モニター付き	81,000円/箇所				

凡例：● …… 添付を要する ▲ …… 見積書や請求書の内訳にその旨の記載があれば添付は不要

注1) 「設置」は新規取付け、「改修」は既存のものを取替える工事となります。

注2) マンションの場合、専有部分（専用使用部分を含む）の改修工事のみ対象となります。（アスベスト除去・固定式宅配ボックスのみ共用部分が対象となります。）また、予め、管理組合の改修工事規程等に則った工事であるかをご確認ください。

注3) マンションで工事をする場合、管理組合等による承諾書等（写）をご提出いただく場合があります。

注4) 対象工事や、工事区分A・B、助成要件等については、毎年度見直しを行っています。